

# 令和8年度東成区役所外1箇所から排出する 産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(概算契約) 仕様書

## 1 案件名称

令和8年度東成区役所外1箇所から排出する産業廃棄物収集運搬及び処分業務委託(概算契約)

## 2 概要

本業務は、発注者が指示する収集場所から産業廃棄物を収集したのち、処理施設へ運搬し処分するものである。

## 3 関係法令の遵守

受注者は、業務の遂行にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)」(以下「法」という。)その他関係法令及び規則等を遵守しなければならない。

## 4 排出事業者

本業務における排出事業者は大阪市東成区とする。

## 5 履行期間

令和8年4月1日(契約締結日)から令和9年3月 31 日までとする。

## 6 業務内容

### (1) 産業廃棄物の種類

【種類】本業務で搬出する産業廃棄物は概ね次のとおりである。

混合廃棄物	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、陶磁器くず、コンクリートくず
-------	------------------------------------

※廃棄物の具体的な品目は概ね次のとおりである。

種類	主な廃棄物
廃プラスチック類	廃プラスチック容器、ペットボトル、プラスチック製品等
金属くず	スチール缶、金属製什器等
ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	茶碗、コップ、空き瓶、コンクリート製花壇、廃陶器等
複数の素材でできたもの	水銀使用製品(蛍光灯・ボタン電池等)産業廃棄物を除く各種電気製品、傘、自転車、電球類

## 【数量】

概算 4,020 kg 内訳

〔 ビン約 80kg / プラスチック類約 980kg  
ペットボトル約 530kg / カン約 180kg /  
その他約 2,250kg 〕

ただし数量はあくまでも過去の実績等より算出した数量であるため、この量を上回るあるいは下回ることがある。本契約は概算契約であるので、実際の処理数量をもって廃棄数量とし、出来高とみなす。

## (2) 収集場所

大阪市東成区大今里西2丁目8番4号 大阪市東成区役所庁舎  
大阪市東成区大今里西1丁目19番29号 大阪市東成区保健福祉センター一分館  
(別添図面参照)

## (3) 収集回数及び収集時間

＜ビン・カン・プラスチック類・ペットボトル＞

週1回を基本とし、平日の午前9時から午後5時までの間に行うこと。ただし回数を増やす等臨時に行うことがあるので本市職員と協議のうえ、臨機応変に対応すること。

＜その他＞

- 年3回程度、上記以外のものの回収を行うこと。その日時については本市職員と協議のうえ対応すること。なお、詳細な収集場所については発注者が指示する。
- 収集日が祝日及び年末年始については、別途振替収集を行うこととする。

## (4) 処分方法

廃棄対象物の中には夾雑物が混入していることから、処分に当たっては適正に選別し処分を行うこと。関係法令を遵守の上、カン・ビン・ペットボトルについては必ず再資源化を行い、またその他についても可能な限り再資源化を図ること。上記の収集場所から廃棄物を収集運搬する際は、廃棄物が周辺に散乱することの無いように心がけ、周辺に散乱させた場合は速やかに清掃を行い、清潔の保持に努めること。

## 7 提出書類

- 受注者は、産業廃棄物を収集運搬及び処分できることを示すものとして、次に示す事項について別紙一に記載すること。
  - ア 事業の範囲
  - イ 処分する場所の所在地
  - ウ 処分方法
  - エ 施設の処理能力
  - オ 最終処分又は再生する事業所の名称、所在地、処分方法、処理能力
- 受注者は、本業務における業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務責任者は、受注者と直接雇用関係を有しているものであり、業務内容を十分に理解し、現場における作業管理及び総括を行うこと。
- 受注者は、業務の実施に先立ち、速やかに業務計画書を作成し、発注者へ提出し承認を得ること。提出した内容に変更が生じる場合は、速やかに変更後の書類を提出し、発注者の承認を得ること。
- 受注者は、本業務終了後直ちに業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。
- 受注者は、発注者が本業務に関する書類の提出を求めた場合、応じること。

## 8 受注者の事業範囲

受注者の事業範囲は別紙一記載のとおりであり、この事業範囲を証するものとして、産業廃棄物収集運搬業許可証(積込み場所及び積下ろし場所の両方とする。)及び産業廃棄物処分業許可証(以下「許可証」という。)の写しを契約書へ添付すること。なお、許可事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者へ提出すること。

## 9 運搬の最終目的地

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物を、受注者の指定する最終目的地へ搬入すること。

## 10 処分の場所、方法及び処理能力

受注者は、発注者から処分を委託された産業廃棄物を許可証のとおり処分すること。

## 11 収集運搬過程における積替え保管

受注者は、発注者から収集運搬を委託された産業廃棄物の積替え保管を行うことはできない。

## 12 電子情報処理組織(電子マニフェストシステム)の利用

- (1) 産業廃棄物の処理にあっては、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター（ホームページアドレス：<https://www.jwnet.or.jp>）が運営する「情報処理センター」への登録（電子マニフェストの使用）により行うものとする。ただし、電気通信回線の故障、天災など、やむを得ない事由により、紙マニフェストの交付を受けなければ当該産業廃棄物の処理ができないと認められるときはこの限りではない。
- (2) 前号ただし書きに規定する場合に該当し、産業廃棄物の処理に紙マニフェストの交付を受けなければならない場合には、事前にその旨及び産業廃棄物の処理を行う期間を書面で報告し、発注者の承諾を得ること。なお、その事象が解消された場合は、速やかに電子マニフェストを用いて産業廃棄物の処理を行うこと。
- (3) 受注者は、契約締結後速やかに、電子マニフェストシステムの加入者番号及び公開承認番号を発注者へ提示すること。
- (4) 受注者は、電子マニフェストシステムの利用について、関係法令に基づき適正に行うこと。

## 13 作業実施上の留意遵守事項

- (1) 排出された産業廃棄物を収集運搬車両へ積込む際は、粉塵の飛散防止等を行い、施設を汚さないよう注意すること。
- (2) 積込・運搬の際は、車両制限令を遵守すること。また、荷崩れ、荷こぼし等を起さないよう留意すること。
- (3) 搬出場所から処理施設へ搬入する運搬経路は、発注者と打合せの上決定すること。
- (4) 業務履行中、現場及びその周辺にある施設（構造物、機器等）に対して支障を及ぼさないよう、養生を行うなど必要な措置を講じること。
- (5) 産業廃棄物を積込んだ後は、発生したごみ等が無いよう片づけること。
- (6) この作業にあたって知り得た重要事項等の内容に関しては、一切外部に漏らさないこと。このことは、契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。  
また、知り得た重要事項等が外に漏れた場合、又は当作業により運搬する廃棄物が紛失し、発注者が損害を受けた場合は、受注者において全責任を負うこと。
- (7) 台風、降雪などの荒天により通常どおりに作業が行えない場合は、当日の作業実施状況について、業務開始前及び途中経過を発注者の監督職員へ報告し、指示を受けること。

## 14 再委託の禁止

- (1) 業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
  - ア 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断 等
  - イ 産業廃棄物の収集運搬及び処分業務（最終処分は除く）

ただし、法令の定める再委託の基準に従う場合には、この限りではない。
- (2) 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- (3) 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。  
なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にして、それに付して、再委託の相手方に付して適切に指導、管理の面に業務を実行しなければならない。

(5) 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## 15 請負金額および請負金額の部分払い等

請負金額は、区役所・保健福祉センター分館ごとの排出量(1kg 単位)に契約単価および消費税を乗じて算出し(小数点第1位切り捨て)、それを合算したものとする。

受注者は、毎月末に、その月の処分量(発注者が交付する電子マニフェストの処分終了報告を行い、発注者の検査に合格することにより確定する)に契約単価を乗じて得た金額について部分払いを請求することができる。ただし、この請求は1月に1回を超えてできない。

16 経費の負担

本業務にかかる運搬費及び処分費の一切は、受注者の負担とする。

17 概算契約

本業務の数量は概算であり、本市の都合により増減することがある。契約当初は概算数量で契約するが、後日数量を確定する。

業務委託料の確定は、概算契約の内訳明細(別紙一2)の単価へ履行期間内の実履行数量を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して行う。

概算契約の内訳明細(別紙-2)については、業者決定後、発注者と協議を行う。

18 榆杏・計量

受注者は、発注者が必要と認め指示するときは、発注者が実施する検査・計量に協力すること。

## 19 調正処理に必要な情報

(1) 発注者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要となる情報を、次のとおり受注者へ提供する。

産業廃棄物の発生工程	大阪市東成区役所庁舎及び大阪市東成区保健福祉センター分館から発生する産業廃棄物
産業廃棄物の性状及び荷姿	固形状、ビニール袋に梱包 等
通常の保管状況の下での腐敗、揮発など性状の変化	特になし
他の廃棄物との混合等により生ずる支障	特になし
産業廃棄物が廃パソコンコンピューター、廃ユニット型エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ、廃衣類乾燥機、廃電気冷蔵庫、廃電気洗濯機である場合には、JIS C0950号に規定する有害物質(鉛等6物質)の含有マーク表示に関する事項	特になし
石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等の有無	特になし
その他取扱いの注意事項	特になし

- (2) 発注者は、受注者の求めに応じて、上記の内容以外にも適正処理に必要な情報を書面で受注者に提供する。
- (3) 発注者は、上記(1)及び(2)の情報に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で受注者に通知する。

## 20 委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱い

発注者及び受注者は、下記内容により相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することが出来る。但し、発注者又は受注者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処分が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の処置を講じなければならない。

- (1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

ア 受注者は解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用を持って行わせなければならない。

イ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ウ 上記イの場合、発注者は当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある産業廃棄物の処分を行わせしめるものとし、その負担した費用を、受注者に対して償還を請求するものとする。

- (2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって引き取ることを要求し、もしくは受注者自ら発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

## 21 遺失物の処理

本業務中に遺失物を拾得、または市民等から届け出があった場合は、遅滞なく警察署に届けなければならない。なお、警察署に届け出た金品等の拾得物について、警察での保管期間中に所有者が判明せず返却された場合、その返却された拾得物の所有権については、大阪市に帰属する。

## 22 障がいのある人への合理的配慮の提供

受注者は、本業務が本市の事務又は事業を実施する事業者であることから、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に基づき大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえ、過重な負担が生じない範囲で、障がいのある人が障がいのない人と同等の機会が確保できるよう環境への配慮に努めるとともに、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、個々の場面において必要とする社会的障壁の除去について、合理的な配慮の提供に努めなければならない。

## 23 その他

- (1) 応札にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義がある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知のうえ応札すること。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は発注者の解釈による。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、関係法令に従い、発注者と受注者が協議しこれを取り決める。
- (3) 本業務に使用する車両については、産業廃棄物収集運搬業の許可を得た車両とし、車両使用に係る特記仕様書(別添)に適合するものを使用すること。
- (4) 本契約は令和8年度予算の発効をもって成立する。

24 事業担当

東成区役所総務課

電話:06-6977-9848

本項目は契約後記入とする。

別紙－1

1 収集運搬に関する事業範囲

(積込み場所)

許可都道府県・政令市: \_\_\_\_\_

許可の有効期限: \_\_\_\_\_

事業範囲: \_\_\_\_\_

許可の条件: \_\_\_\_\_

許可番号: \_\_\_\_\_

(積下ろし場所)

許可都道府県・政令市: \_\_\_\_\_

許可の有効期限: \_\_\_\_\_

事業範囲: \_\_\_\_\_

許可の条件: \_\_\_\_\_

許可番号: \_\_\_\_\_

2 処分に関する事業範囲

許可都道府県・政令市 : \_\_\_\_\_

許可の有効期限 : \_\_\_\_\_

事業区分 : \_\_\_\_\_

産業廃棄物の種類 : \_\_\_\_\_

許可の条件 : \_\_\_\_\_

許可番号 : \_\_\_\_\_

3 処分する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力

事 業 場 の 名 称 : \_\_\_\_\_

所 在 地 : \_\_\_\_\_

処分又は再生の方法 : \_\_\_\_\_

施 設 の 処 理 能 力 : \_\_\_\_\_

4 最終処分する事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の最終処分（予定）を次のとおりとする。  
(前項の処分により全量再生または最終処分された場合には記載不要)

最終処分先 の番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	最終処分を行う 事業場の名称	所在地	処分方法	施設の 処理能力

5 再生の事業場の名称、所在地、処分方法、処理能力

発注者から受注者に委託された産業廃棄物の再生（予定）を次のとおりとする。

再生先 の番号	中間処分後の 産業廃棄物の種類	再生を行う 事業場の名称	所在地	再生方法	施設の 処理能力

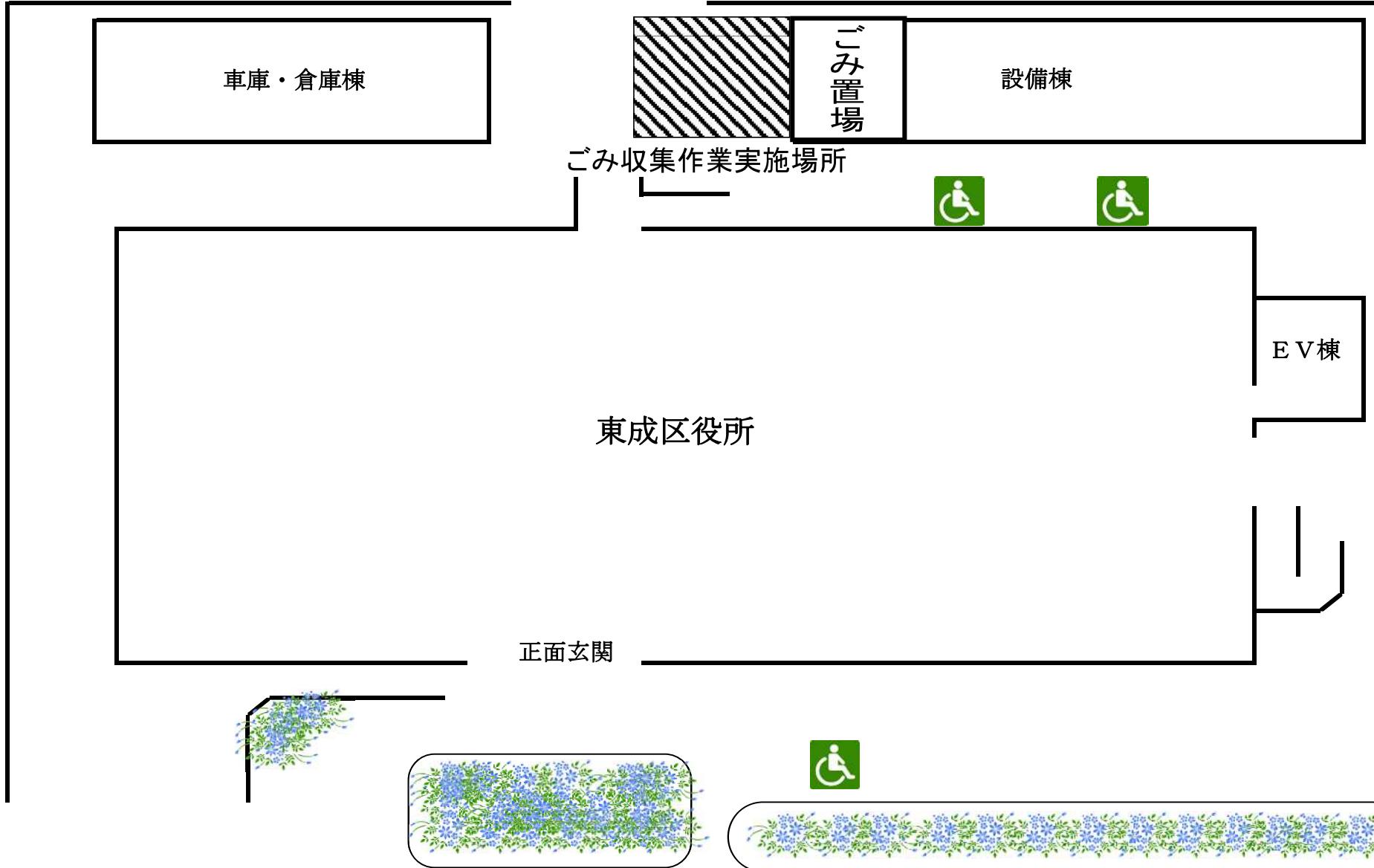
## 概算契約の内訳明細

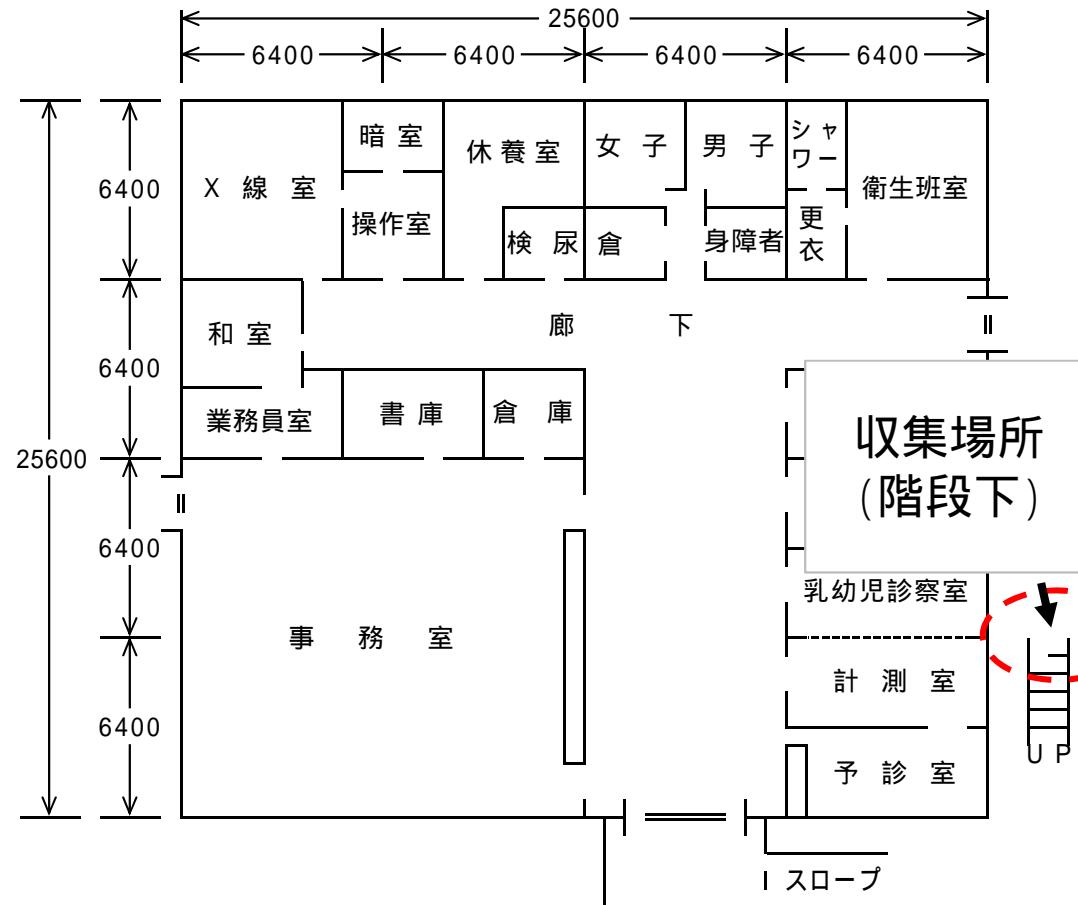
単位：円

種別（業務内容）	数量（※）	単価・円	金額・円（※）
業務委託料総額（税抜）			
消費税及び地方消費税相当額			
業務委託料総額（税込）			

※数量及び金額は概算であり、本市の都合により増減することがある。

## ごみ収集車出入口





車両入口